

支所のあり方に関する検討状況について

(抜粋)

伊賀市における支所については、新市建設計画で合併前の「旧市町村の区域ごとに設置する」とされています。この計画の中では、将来的には自治の権限・機能を拡充させ、行政のスリム化を進めていくこととしています。

平成16年11月の市町村合併からこの方針に沿って進めてきましたが、合併後14年を経過した中で、

- ① 人口が減少しており、国勢調査人口を基にした推計では今後更に減少傾向が続く見込みであること
- ② 職員数については、定員管理方針に基づき2025年4月までに80人を削減していく必要があること
- ③ 支所庁舎の老朽化と維持管理経費が高額であること

などの状況から、将来における支所機能のあり方について本格的に検討を進める必要が生じました。

新市建設計画の期限間近となった今年度、市では総合政策会議の専門部会として「伊賀市の地域行政と支所の在り方検討部会」を設置し、支所機能のあり方について検討を進めており、今回、その検討状況の中間報告を行います。

1 検討部会の開催状況

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 第1回 (H30.10.17) | 支所の現状把握及び検討スケジュールについて |
| 第2回 (H30.11.6) | 支所業務の分析、来庁者の傾向について |
| 第3回 (H30.12.21) | 支所業務の詳細確認、他市事例の研究 |
| 第4回 (H31.1.22) | 支所再編の方向性について (中間確認) |

2 主な論点

- (1) 自治基本条例との整合
- (2) 支所の役割として求められていること
- (3) 人口・職員数減少への対応
- (4) 施設の老朽化と経費削減について
- (5) 地域行政のあり方 (住民自治協議会への支援策)

3 主な論点と検討の方向性

(1) 自治基本条例との整合

市では現在、やがて新市建設計画が失効することを前提に自治基本条例の見直しを進めています。合併後の時勢の変化などによって修正される部分もあると考えられますが、「補完性の原則」や「地域自治の確立」を目指す姿勢

は基本的に変わりありませんので、支所のあり方やそれと関連性の深い地域行政のあり方を検討する上では、自治基本条例と整合をとりながら進めていくこととなります。

(2) これからの支所の役割

行政組織のスリム化を進める上では、今後も支所が現状のような機能を維持していくことは困難です。支所での取扱業務の状況や件数の調査を行い、市民のニーズを踏まえながら、業務(サービス)を整理していく必要があります。

- ・ 証明書の発行や市民からの各種相談を受ける窓口としての機能をメインに考えます。
- ・ 管轄する区域の自治組織を支援するための人材を配置します。
- ・ 災害対応や人権啓発など、緊急性や地域性、必要性の高い行政事務を行います。

(3) 設置数と所管区域の再設定

現在の支所は、旧市町村の区域を単位として設置していますが、所管する区域の人口に大きな格差があるため効率化が図れません。合併後15年が経過しようとする中では、旧市町村の枠にこだわらず、伊賀市という1つの自治体の中で地域性も考慮しながら新しいエリアを設定する必要があると考えます。伊賀市の一体化を一層高め、効率よく行政運営を行うためにも、支所の役割を見直した上で、所管するエリアを再設定して数を減らしていく方向で検討していきます。

(4) 施設の老朽化への対応

支所として活用してきた旧町村の庁舎は老朽化が進み、中には行政の事務所としての耐震基準を満たしていないところもあります。また、建物の規模が大きいと維持経費も多くなるとともに、職員数の削減に合わせて適正な規模の建物に移した方が効率的です。

市役所(本庁)が完成した今日、公共施設最適化計画に基づき、早い段階で地域において複合施設の整備を進め、建物の安全性の確保と経費削減に努めていきたいと考えています。

(5) 地域自治(住民自治協議会)の支援と自治センター化の推進

高齢化社会が進展している中では、地域コミュニティ内での互助、共助が益々重要となってきます。人口減少に伴い行政組織のスリム化が余儀なくされる中、経済成長時代に地域コミュニティで処理されてきた事務から行政事務へと転換された事務で、特に地域住民の生活に密着したものはコミュニティ事務として地域で処理していくことが望まれます。

自治センター化は、住民自治協議会が地域コミュニティを守る様々なサー

ビスの提供をビジネス手法の導入により持続可能な地域活動とする有効な取り組みです。

しかし、近年の少子高齢化等に伴い、人材不足が深刻化している地域もあるため、住民自治協議会の統合や人的支援も視野に入れて検討することが必要となっています。

自治センター化を進めるにあたっての考え方としては、

- ・ 自治組織が自治センターの指定管理者となるための支援を行います。
- ・ 地区市民センターに地区公民館の分館を併設しているところについては、自治センター化までに地区公民館のあり方を整理し、生涯学習活動を支援する制度への移行を検討します。
- ・ 公民館分館については、地区公民館が地域における生涯学習拠点となるよう自治センター化に合わせた支援制度を検討します。

4 今後の進め方

今後、支所における具体的な業務（サービス）を検討するにあたっては、より詳細な現状分析と市民のニーズを把握する必要があると考えています、

また、自治の仕組みや地区市民センターのあり方を考える際には、生活の主体である地域の方々の参加を得ながら方向性を見出すことが大切です。